

国民健康保険税

お知らせ

Topics 旧被扶養者の減免の見直し

旧被扶養者^{*}について、平成31年4月から均等割額の減免期間を変更しました。

^{*}旧被扶養者とは、これまで会社の社会保険や共済組合等に加入していた被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行したことにより、扶養からはずれ国民健康保険に加入した方です。

変更された均等割額・平等割額の減免期間
資格取得の月以降2年を経過する月までの間

^{*}今回の変更は、すでに国民健康保険資格を取得している旧被扶養者の方も対象となります。所得割、資産割に関係する変更はありません。

Topics 軽減判定のため住民税申告が必要

国民健康保険加入世帯に住民税の未申告者がいる場合は軽減の判定ができません。所得のない方でも、世帯主および18歳以上の被保険者全員について、申告が毎年必要です。
^{*}災害やその他の理由により、著しく生活が困窮し保険税の納付が困難な場合、申請により保険税が減額されることがあります。

保険税の算定に関する問い合わせ
▶税務課町民税係
TEL 391-1117 FAX 391-1191

西警便り nishikei dayori

人のため
その答えが、ココにある

三重県警察官等募集
申込開始 ▶ 7月18日(木)
受付期間 ▶ 7月26日(金) → 8月26日(日)
採用予定 ▶ 2年4月

受験資格と採用試験日程

区分	受験資格	第1次試験日	第2次試験日
警察官A	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、次に掲げるもの①学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した人および令和2年3月31日までに大学を卒業する見込みの人 ②三重県人事委員会が①に掲げる人と同等の資格があると認める人	9月22日(日)	11月11日(日) 11月上旬 11月下旬
警察官B	昭和62年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、警察官Aの学歴要件に該当しない人		
警察事務B	平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人	9月29日(日)	10月11日(日) 10月下旬 11月上旬
警察事務C	平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人		

詳しくは下記にお問い合わせください。

三重県警察本部警務課採用係 ▶ TEL 059-222-0110

四日市西警察署 ▶ TEL / FAX 394-0110

菟野交番 ▶ TEL 394-0597

朝上駐在所 ▶ TEL 396-0076

Topics 軽減基準額の見直し

国民健康保険税には、加入世帯の前年分の合計所得金額が一定金額以下の世帯に対して、均等割額(年間1人当たり課税)と平等割額(年間1世帯当たり課税)が減額される制度があります。今回の改正では2割および5割軽減の対象となる世帯の軽減基準額を変更しました。

2割軽減基準額	5割軽減基準額
基礎控除額 33万円	基礎控除額 33万円
改正前 ▶▶▶ 51万円	改正前 ▶▶▶ 28万円
被保険者数 + 特定同一世帯所属者数	被保険者数 + 特定同一世帯所属者数

Topics 課税限度額の改正

課税限度額とは、1世帯に課税される年税額の上限度額です。より所得に応じたご負担をお願いするため、国民健康保険税のうち医療保険分にかかる課税限度額を58万円から61万円に引き上げました。

夏の交通安全県民運動

実施期間 ▶ 7月11日(木) → 7月20日(土)

運動の重点

- ▶ 高齢者と子どもの交通事故防止
- ▶ シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ▶ 横断歩道における歩行者優先の徹底
- ▶ 飲酒運転の根絶

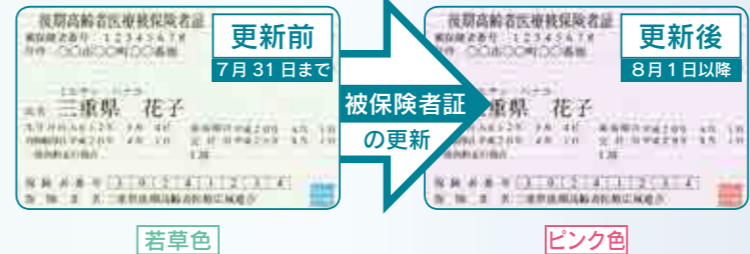


毎月11日を「横断歩道SOS(さわやかな・横断で・スマイル)の日」に設定し、横断歩道を通行する車両や歩行者の交通指導、広報啓発活動等を重点的に行います。

Topics 被保険者証の更新

新しい被保険者証を、令和元年7月中旬に簡易書留で送付します。若草色の被保険者証は、8月1日以降ご使用になれません。新しい被保険者証が届きましたら、8月1日以降に若草色の被保険者証を役場本庁または各地区コミュニティセンターへ返却してください。

^{*}ご自身で処分される場合は、住所、氏名が見えないよう裁断するなど個人情報に十分にご注意ください。



Topics 保険料均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて均等割額は軽減されます。令和元年度から、軽減割合は段階的に見直されます。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合		軽減後の金額
	平成30年度	令和元年度	
33万円以下	8.5割	8割	6,444円
33万円以下のうち、被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他各種所得がない)	9割 [*]	8割	8,593円
33万円+28万円×(被保険者数)以下	5割	5割	21,482円
33万円+51万円×(被保険者数)以下	2割	2割	34,372円

^{*}9割軽減の対象であった方は、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となります(ただし、同一世帯に住居税の課税者がある場合は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は保険料納付実績等に応じて異なります)。

後期高齢者医療制度に関する問い合わせ
▶住民課保険年金係
TEL 391-1121 FAX 394-3423

後期高齢者医療制度

お知らせ

お伝えします。

課税限度額の改正などについても
保険料の軽減基準額の見直しや
更新などについてお知らせ
します。あわせて国民健康
保険料の軽減や被保険者証
の更新などについておし
ら

後期高齢者医療制度の保険料均等割額の軽減や被保険者証の更新などについてお知らせ



Topics 年間保険料額

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を納付していただきます。保険料額は被保険者全員が負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。なお、保険料の計算には前年中(1月~3月までは前々年中)の所得を用います。

保険料の計算方法

均等割額	42,965円
+	所得割額
(総所得金額等 [*] - 33万円) × 8.86%	

年間保険料額 上限額 62万円

^{*}総所得金額等とは
▶各収入から必要経費(公的年金控除額や給与控除額等)を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額は含まれますが退職所得は含みません。
▶遺族年金や障害年金は収入に含みません。
▶各種所得控除(社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等)は、適用されません。